

## 「身元保証人」は不要か？ ①

最近、いわゆる「身寄りなし問題」「おひとりさま問題」が国会で取り上げられ、岸田総理も度々「身寄りのない方々も含め」「身元保証が問題」等の発言をしていることで、にわかに「身元保証」という言葉が、各所で議論されるようになってきました。



そんな中、特に弁護士や学者の界限では、「身元保証は問題ではない」「身元保証は不要である」との論調が目立ちます。筆者自身も、「身元保証」という言葉そのものが、法律による定義づけがなされていないにも関わらず独り歩きしてしまっていることに憂慮していますし、「身元保証人」という制度が必要かと問われたら、今の形での「身元保証人」は不要だと答えるでしょう。しかし一方で、現在、病院に入院する際や高齢者施設に入居する際に求められる「身元保証人」のうちの一定の役割を行う存在は必要不可欠だと答えます。

そもそも、「身元保証人」はなぜ求められるのでしょうか。「身元保証人」そのものについては、このコラムで以前詳細に連載しましたので、ぜひバックナンバーからご覧ください。「身元保証」とは、病院や高齢者施設が、入院や入居をする本人について、最期まで責任をもって「家族としての役割」を果たしてくれる担保（人的担保）を取っておくという制度だと、筆者は解釈しています。つまり、本物の家族が「身元保証人」になれば、その家族が家族として求められる役割を遂行すれば良い一方で、家族以外の第三者が「身元保証人」になるときは、家族と同等の役割を果たしてくれることを「保証」させるものなのです。

したがって、「身元保証人」という制度がまかり通っている限りは、入院・入居した本人の老後やその先の世話は「家族が主役になって引き受ける」ということが暗黙の大前提となっているわけで、引き受けてくれる家族がいない人が急増する中で、「身元保証人がいない」問題が表面化しているのが現状です。

とすると、「家族が主役になる」という大前提をそのままにした状態のまま、「身元保証人」は不要だと声高に叫んでも、リスクの付け替えをしようとしているに過ぎず、「家族の役割」を誰に押し付けていくのか、病院職員なのか、介護専門職なのか、多職種連携なのか、はたまたシニアのボランティア人材なのかという議論になってしまいます。

まずは、大前提となっている「家族の役割」とはどんなものなのか、それを家族以外が担うとしたら、現行の法制度ですべてカバーできるものなのか、カバーできない法制度の狭間があるとすれば、その役割はどんな人がどれくらいのコストをかけて担うべきなのかということをはっきりと明かにしていかなければなりません。

これからこのコラムでは、弁護士や学者の先生方による「身元保証不要論」で主張されることについて、実際に現場で起こっている具体例を挙げながら検討し、「身元保証人」に求められている「家族としての役割」を明かにしていこうと思います。 つづく